

2. 本報告書における公共スポーツ施設の定義と課題

2-1 本報告書における公共スポーツ施設の定義と調査の対象

わが国には図書館や博物館、公民館など多くの公共施設が存在し、これらは「社会教育施設」と呼ばれる。社会教育施設はその存在が社会教育法（1949年）によって規定され、社会教育の推進を目的として設置されている。社会教育法で社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」（第2条）を意味し、この「体育及びレクリエーションの活動」を具体的に推進するための法律としてスポーツ振興法（1961年）が制定された。スポーツ振興法では「体育館、水泳プールその他政令で定めるスポーツ施設」の整備が努力義務として明示されたことで、多くの自治体にスポーツ施設が整備されてきた。スポーツ振興法が社会教育法に関係する法律であるため、社会教育推進のためのスポーツ施設を社会体育施設と呼び、社会教育施設を構成するものとして扱われている。

わが国に存在する社会体育施設について、その数や施設種別などを把握するための資料として、文部科学省が実施する「社会教育調査」がある。社会教育調査とは、社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした調査であり、社会教育行政についての項目（都道府県、市町村における教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項など）のほか、公民館、図書館、博物館、社会体育施設などといった社会教育施設に関する項目を調査している。基幹統計に指定されていることからわかるように、社会体育施設における調査では最も精度が高い。また、わが国には社会体育施設以外にもスポーツ施設は存在し、青少年教育施設（青年の家、青少年自然の家など）や女性教育施設（男女共同参画センター、女性センターなど）、公民館に付帯するスポーツ施設などがそれにあたる。このような施設は文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」によって把握されており、文部科学省ではこれらの施設と社会体育施設をあわせて「公共スポーツ施設」としている。しかし、体育・スポーツ施設現況調査では、施設の所管別の資料が公開されておらず、各自治体が所管する施設の全数を把握するのは困難である。したがって本研究では、文部科学省が定義する「公共スポーツ施設」ではなく、「平成20年度社会教育調査報告書」（2010年4月）に基づき、公共スポーツ施設を再定義した。

社会教育調査報告書では、自治体が所管する公共スポーツ施設の名称は掲載されておらず、それぞれの都道府県が所管する施設の総数しか把握できない。よって、都道府県の公式ウェブサイト等の情報をもとに、社会教育調査で回答されたであろう公共スポーツ施設の一覧を独自に作成した。この施設一覧から、自然空間を利用したスポーツ施設（海水浴場、キャンプ場、ゴルフ場、スキー・スノーボード場など）を除外し、いわゆる「箱物」とされる施設を本研究における公共スポーツ施設と定義した。また、先述のように社会体育施設以外にもスポーツ施設は存在することから、一般の

利用に資する公共スポーツ施設があれば、との条件で調査し、回答のあった施設も公共スポーツ施設に含めた。

2-2 公共スポーツ施設数の把握における課題

本研究では先述の通り、社会教育調査における都道府県所管施設総数をもとに施設一覧を作成したが、公式ウェブサイト等から得られた情報からは、社会体育施設および青少年教育施設等に付帯するスポーツ施設以外の公共スポーツ施設の存在が確認できる。このような施設について対象自治体の担当者にヒアリングした結果、社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査から漏れている公共スポーツ施設の存在が明らかとなった。つまり、最も精度の高い社会教育調査とそれを補完する体育・スポーツ施設現況調査をあわせても、公共スポーツ施設数の把握は不完全ということになる。

本研究の対象とした自治体において社会教育調査から漏れている公共スポーツ施設の例をあげると、①都市公園として整備された運動公園、②障害者スポーツ施設、③教職員の研修施設（一般市民の利用も可能）、④教育委員会（スポーツ担当部局）が所管していない施設などである。これらの施設は、その性質から青少年教育施設等に付帯するスポーツ施設としてカウントされている可能性も低い。したがって、特に複合的に大規模なスポーツ施設を整備する運動公園が、広く市民に公共スポーツ施設として利用されているにも関わらず社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査から漏れている例があることが明らかとなり、これは特筆すべき事実である。

このようなデータの不完全さの原因として考えられるのは、公共スポーツ施設が自治体内のさまざまな部署によって所管されていることであろう。多くの公共スポーツ施設はスポーツ担当部局（主に教育委員会）が所管しているが、運動公園は都市公園法によって規定されており、その多くが土木・建設系の部局によって所管されている。また、障害者スポーツ施設は福祉系の部局が所管している場合が多い。社会教育調査および体育・スポーツ施設現況調査はそれぞれの自治体の教育委員会経由で実施されるため、施設情報の集約は必然的に部局間をまたがざるを得ず、自治体によって回答される公共スポーツ施設が統一されないのではないかと推察される。公共スポーツ施設の過不足についての議論が行われる中、このように施設数ですら正確に把握できていないのが現状である。